

北総白井病院 訪問リハビリテーション運営規定

1.事業の目的と運営方針

事業の目的

要介護（要支援）状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、適正な訪問リハビリテーションサービスを提供することを目的とします。

運営方針

- ① 利用者がその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持・回復を図ります。
- ② 利用者の主体性を尊重し、利用者個々の希望に沿った目標を達成できるよう、リハビリテーションを提供致します。
- ③ 訪問リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものと共に、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ④ 地域の皆様が安心して日常生活を営むことができるよう、訪問リハビリテーションサービスの安定した供給に努めます。

2.当事業所の職員体制

管理者	業務管理、相談窓口 訪問リハビリテーション の提供	理学療法士 常勤 1 名	計 1 名
訪問リハビリテーション職員	訪問リハビリテーション の提供	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	計 5 名 以上

3.営業日及び営業時間

月～金曜日	午前 9 時～午後 5 時(12 時～午後 1 時は休憩をいただきます)
休業日	土・日曜・祝日・年末年始(12/30～1/3)

※通常営業日以外に訪問させて頂く相談をする場合があります。

4.利用料

《利用料》

訪問リハビリテーション(予防)	307 円 / 20 分 / 1 回(12 カ月以内) 302 円 / 20 分 / 1 回(12 カ月超)				
訪問リハビリテーション(介護)	307 円 / 20 分 / 1 回				
短期集中リハビリテーション実施加算※ (予防・介護)	200 円/ 日	退院(所)日又は新たに要介護認定を受けた日から 3 月以内に集中的なリハビリテーションを提供した場合 <医師の指示がある場合の最大回数と期限>			
		週	予防	介護	実期限
		2 回以上	12 回まで	12 回まで	3 カ月
サービス提供体制強化加算(I) (予防・介護)	6 円/回	7 年以上の勤続年数のある者が配置されている場合			
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ (介護)①～⑤	(A) 180 円	①リハビリ計画の定期的な見直し			
リハビリテーションマネジメント加算(B)イ (介護)①～④⑥	(B) 450 円 /月	②介護支援専門員を通じて介護職員に対し介護の工夫等の情報を伝達 ③医師が詳細の指示を行う			
(厚労省にデータ提出した場合) リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ (介護)①～⑤	(A) 213 円	④リハビリ会議を開催し情報の共有・計画の見直しを行う(ICT 等の参加でも可)			
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ (介護)①～④⑥	(B) 483 円 /月	⑤リハビリ職員が説明・同意を得る 医師に報告 ⑥医師が説明・同意を得る			
移行支援加算 (介護)	17 円/日	利用者の社会参加等を支援した場合			

※訪問リハビリテーションは基本的に、週 6 回 (120 分) が限度となっております。

※短期集中リハビリテーションについては、週 2 回以上で 1 日 20 分以上実施いたします。

《交通費》

病院からの距離が片道 7 km 以上の場合、1 km につき、110 円加算されていきます。

病院からの距離が 7.0 km 7×110=770 円

病院からの距離が 7.1 km～8.0 km 8×110=880 円

病院からの距離が 8.1 km～9.0 km 9×110=990 円

《支払方法》

支払いの方法は、現金、銀行振込があります。

毎月 10 日前後に、前月分の請求書を発行しますので、その月の月末までにお支払いください。

お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

領収書の再発行はできませんので大切に保管ください。領収証明書の発行には 1,100 円の費用がかかります。

5. サービス提供地域

通常の実施地域

白井市・鎌ヶ谷市・船橋市（病院から7km未満）

※その他の地域に関してはご相談ください。（柏市・印西市等）

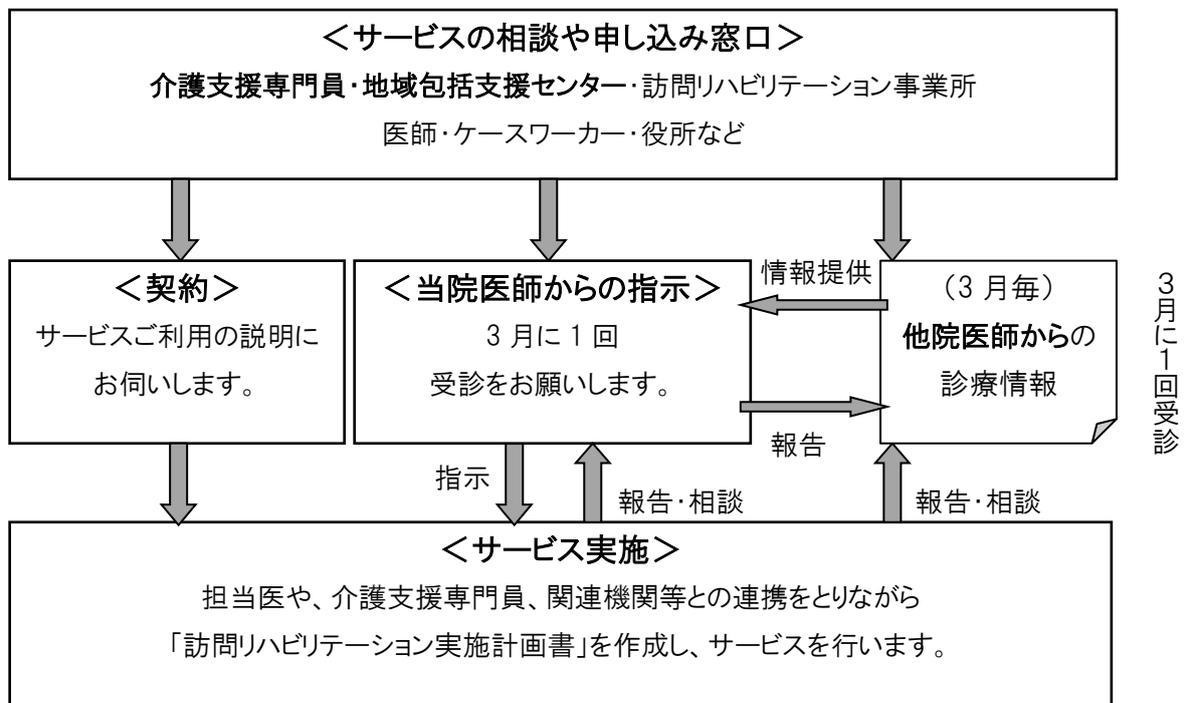
6. 虐待防止・身体拘束等に関する事項

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待・身体拘束等の防止のため、次の措置を講じるものとする。

- ① 虐待・身体拘束を防止するための従業者に対する研修の実施。その他虐待防止のために必要な措置。
- ② サービス提供中に養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待・身体拘束を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。
- ③ 事業所における虐待・身体拘束等の防止のための対策を検討する委員会（担当者設置）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

7. その他運営に関する重要事項

《サービスの提供手順》



- ① このサービスの提供にあたっては、利用者の要介護（要支援）状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護（要支援）状態となることの予防になるよう、「訪問リハビリテーション実施計画書」に基づき、適切にサービスを提供します。なお、必要に応じ、少なくとも3月に1回は計画を見直します。
- ② サービスの提供開始に際しては、当院医師の指示が必要なため少なくとも3月に1回の受診をお願い致します。また、他院にかかりつけ医がいる場合は診療情報提供書の提出をお願い致します。サービスの継続にあたっては同様です。
- ③ サービス提供の提供日、内容等必要事項を所定の書面に記載します。また、記録を整備し、完結日から2年間保存します。
- ④ 利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、利用者の家族に対しては、利用者の承諾、その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

8.苦情申し立て窓口

【当事業所相談・苦情担当】

受付：月～金曜日（午前9時～午後5時）

担当氏名：向出 高広 または 野田 義人

電話番号：047-492-1001（代表） 047-492-7077（直通）

※当事業所以外に市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

円滑かつ迅速に苦情処理を行うための体制・手順

- ・苦情又は相談があった場合は利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- ・管理者は、訪問職員に事実関係の確認を行う。
- ・相談担当者は、把握した状況をスタッフと共に検討を行い、時下の対応を決定する。
- ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。（時間を要する内容もその旨を3日以内(年末年始は除く)までには連絡する。)

【市町村窓口】

白井市健康福祉部高齢者福祉課	047-492-1111
鎌ヶ谷市高齢者支援課介護保険係	047-445-1141
船橋市健康福祉局福祉サービス部介護保険課	047-436-2302
印西市健康福祉部介護保険課介護保険班	0476-42-5111
千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情処理班	043-254-7428